

入札公告

府中市役所本庁舎の自動販売機設置場所に係る行政財産の貸付について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年8月24日

府中市長 高野 律 雄

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

府中市役所本庁舎自動販売機設置場所貸付

(2) 物件の所在等

次表のとおり

物件番号	設置施設	貸付面積/台	台数	容器種別	最低貸付料 (月額)
1	府中市役所本庁舎 (府中市宮西町2-24)	1.5 m ²	4	缶・PET等	4,816円
2	府中市役所本庁舎 (府中市宮西町2-24)	1.5 m ²	4	缶・PET等	4,816円
3	府中市役所本庁舎 (府中市宮西町2-24)	1.0 m ²	2	カップ式	1,926円

(3) 貸付期間

平成29年10月1日から平成32年3月31日まで。

(4) 貸付料

貸付料は、最低貸付料を定額部分とし、定額部分と売上額に応じた売上比例部分とを合算した金額とする。(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)

(5) 入札方法

物件ごとに、売上比例部分の料率により行う。

(6) 入札に付する条件

別紙「府中市役所本庁舎自動販売機設置場所貸付一般競争入札参加要領」(以下「参加要領」という。)のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、府中市業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員または構成員でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号、府中市暴力団排除条例（平成23年6月府中市条例第9号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (6) (4)及び(5)に掲げる者から委託を受けた者並びに(4)及び(5)に掲げる者の関係団体及びその役職員または構成員でないこと。
- (7) 平成27年度及び平成28年度の各年度に地方公共団体との公有財産賃貸借契約による自動販売機の運営を行った実績を複数、有すること。

3 契約条項を示す場所

参加要領と一体のものとして、府中市行政管理部財産活用課（以下「財産活用課」という。）において交付するほか、市ホームページに掲載する。

【財産活用課】

住 所 府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所東庁舎2階

電 話 042-335-4144 担当 岡田

F A X 042-335-5396

U R L <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/>

4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成29年8月24日（木）から同年9月8日（金）までの間（いずれの日も午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、必要書類を3の場所へ持参して提出しなければならない。

5 現場説明会等

この入札に関する説明会等を行わない。質問等があるときは、平成29年9月13日(水)までにFAXで行うこと。回答は、電子メール等で個別に行う。

6 入札保証金 免除

7 入札の日時及び場所

(1) 日 時

平成29年9月19日(火)午前9時から同月22日(金)午前11時までの開庁時間中(午前8時30分から午後5時まで)に財産活用課に入札書を持参して提出すること。

提出期間終了後、直ちに開札する。

(2) 場 所

財産活用課事務室

8 その他

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札及び参加要領に違反した入札は、無効とする。

(2) その他、詳細については参加要領による。